

平成 27 年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査）

（実査・審査業務） 入札資料一式

1. 入 札 説 明 書 1 頁
2. 仕 様 書 1 1 頁
3. 評 価 項 目 一 覧 2 2 頁
4. 調 査 票 2 4 頁

平成27年度エネルギー消費状況調査
(エネルギー消費統計調査)
(国庫債務負担行為に係るもの)

入 札 説 明 書

資源エネルギー庁長官官房総合政策課

内	訳
入	札 説 明 書
入	札 書
委	任 状
予	算 決 算 及 び 会 計 令 (抜 粋)
経	済 産 業 省 入 札 心 得
仕	様 書
契	約 書 (案)
応	札 資 料 作 成 要 領
評	価 項 目 一 覧
評	価 手 順 書

入札説明書

資源エネルギー庁長官官房総合政策課

経済産業省資源エネルギー庁の委託契約に係る入札公告（平成27年9月11日付け公示）に基づく入札については、関係法令及び経済産業省入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 作業の名称 平成27年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）
- (2) 作業内容等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (4) 納入場所 別紙仕様書のとおり。
- (5) 入札方法 入札金額は、平成27年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）に関する総価で行う。
なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、平成25・26・27年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、経済産業省資源エネルギー庁が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、入札者の作成した提案書は経済産業省資源エネルギー庁において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 入札説明会の日時及び場所

平成27年9月17日（木） 10時00分～
経済産業省 別館3階301共用会議室

5. 入札書・提案書の提出期限及び提出先

平成27年10月2日（金） 10時00分～12時00分

6. 技術審査のプレゼンテーションの日時及び場所
平成27年10月5日（月）
時間、場所については、入札者に別途連絡の上調整
7. 開札の日時及び場所
平成27年10月8日（木） 10時00分
経済産業省 別館地下1階多目的室B
8. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。
9. その他の事項については、経済産業省入札心得の定めにより実施する。
10. 入札の無効
入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
11. 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。
12. 入札保証金及び契約保証金 全額免除
13. 契約書作成の要否 要
14. 支払の条件
契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
15. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
支出負担行為担当官 資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 村瀬 佳史
16. その他
 - (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
 - (2) 入札結果は落札者を含め応札者全員の商号又は名称、入札価格、技術点の合計及び総合評価点について、資源エネルギー庁ホームページで公表するものとする。
 - (3) この入札に関する照会先
経済産業省資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室 西山 宏一
電話 03-3501-2647（ダイヤルイン）
E-mail nishiyama-koichi@meti.go.jp

(様式)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

業者コード

入 札 書

入札金額 ￥ _____

入札事項 平成27年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査）
（国庫債務負担行為に係るもの）

契約条項の内容及び貴省入札心得を承知の上入札いたします。

（注）委任状による代理人の入札の場合は、住所等の欄は以下のとおりとする。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

業者コード

代理人氏名 印

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、平成27年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）に関し、次の事項に関する権限を委任します。

- 委任事項
1. 入札（見積り）に関する事
 2. 開札の立会いに関する事

記

代理人氏名

代理人使用印鑑



(参 考)

予算決算及び会計令 (抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - ⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

経 済 産 業 省 入 札 心 得

(趣 旨)

第1条 経済産業省の所掌する契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。
2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。

(入札書の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した受領期限までに提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書を契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(代理人の制限)

第7条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。
2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

(条件付きの入札)

第8条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札のとりやめ等)

第9条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
(2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 提案書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第11条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第12条 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第13条 契約担当官等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(同総合評価点の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第16条 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

仕様書

1. 事業名

平成27年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）

2. 事業目的

資源エネルギー庁では、約18万の事業所を対象として業種横断的にエネルギー消費実態を把握するための平成26年度エネルギー消費統計調査を実施した。

平成27年度調査においては、これまでの調査の結果を踏まえ、産業部門、業務部門の事業所において平成27年度1年間に消費されたエネルギーを産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的として「平成27年度エネルギー消費統計調査」を実施する。調査対象数は約18万事業所を予定しているが、今後の状況によっては、調査対象数、調査票等の様式が変更になる可能性がある。

3. 事業内容

「平成27年度エネルギー消費統計調査」（一般統計調査）の調査実施について、次の各項目に係る実務を行う。また、調査の実施に当たっては「エネルギー消費統計調査事務局」を設置する。（各項目についての具体的事項については、「※エネルギー消費統計調査実施に当たっての注意」に従って委託業務を遂行する。）

- (1) 調査名簿の作成
- (2) 調査関係書類の印刷
- (3) 事前案内等
- (4) 省エネ定期報告実施事業所向け調査票送付先特定コール
- (5) ビル全体回答用調査票送付可否確認コール
- (6) 調査関係書類の発送
- (7) 問い合わせ対応
- (8) 調査票受付・画像化処理、データ入力
- (9) 督促
- (10) 審査・疑義照会、データ修正
- (11) 名簿整備
- (12) 作業報告書作成等
- (13) データの利用に関する書類提出等

※ エネルギー消費統計調査実施に当たっての注意

1 一般的な注意事項

- 調査の実施に当たり、調査票の回収率向上のための提案を行い、資源エネルギー庁総合政策課担当者（以下、「担当職員」という。）の了解を得て、実施する。
- 調査客体に次回以降の調査も協力を得られるような調査を実施する。
- 回収目標率を65パーセント以上とする。
- 調査実施の各工程において、担当職員から立ち会いの要請があった場合は、それを認める。
- 調査実施の各工程スケジュールについて、必要に応じて担当職員と調整する。
- 白票や誤記入を極力減らす努力をし、集計に必要な情報を得る。
- 納入物に記録するソフトウェア等については、事前に担当職員の許可を得る。
- 記述のない事項で疑義が発生した場合は、双方で誠意を持って協議の上決定する。

2 セキュリティ管理に関する注意事項

- 本委託作業における再委託先等も含め、セキュリティ管理体制を明確にする。
- 本調査では、企業経営に関する重要な情報を含む調査となっていることから、調査対象名簿、調査票及び電子データ（リストに印刷したものを含む。）の取扱いについては、情報の漏洩等が発生しないよう、細心の注意を払う必要がある。そのため、委託先においては、プライバシーマーク、ISO認可等を取得していることが重要であり、直接的な業務あるいはシステム面等を再委託する場合には、これらの再委託先についても取得が望ましい。
なお、委託先においては、セキュリティマニュアルを作成し、調査情報の運用管理（再委託先等における運用管理の監督を含む。）を行う。また、作成したセキュリティマニュアル（既に作成してあるものを含む。）は、担当職員に契約日から1か月以内に提出するとともに、最終納品物に含める。

3 調査各段階における注意事項

- 平成27年度エネルギー消費統計調査の次の各作業について、作業方針、作業フロー及び作業体制を明確にする。
 - (1) 調査名簿の作成
 - (2) 調査関係書類の印刷
 - (3) 事前案内等
 - (4) 省エネ定期報告実施事業所向け調査票送付先特定コール
 - (5) ビル全体回答用調査票送付可否確認コール
 - (6) 調査関係書類の発送
 - (7) 問い合わせ対応
 - (8) 調査票受付・画像化処理、データ入力
 - (9) 督促
 - (10) 審査・疑義照会、データ修正
 - (11) 名簿整備
 - (12) 作業報告書作成等
 - (13) データの利用に関する書類提出等
- 作業体制については、作業担当の責任者及び担当者の連絡先を明確にする。
- 各項目の《 》内に記載されている件数、時期等は、平成27年8月14日時点の平成26年度調査実績又は平成27年度調査想定の数であるが、実査においては想定にこだわらず、実績と同等又はそれ以上の件数について作業を行う。

(1) 調査名簿の作成

- 担当職員が提供する調査対象母集団名簿に住所正規化情報、ビルテナント情報、本社・支社情報等を付加する。
なお、調査対象母集団名簿は、総務省の「事業所母集団データベース（平成26年次フレーム）」等、約600万件を想定しているが、担当職員の指示に従うこととする。
- 上記で作成した名簿から標本抽出作業等を行い、調査対象名簿を作成する。
 - ※ 送付先がテナント等の場合には回答できる人に調査票を送付する。そのための名寄せを行う。
 - ※ 送付先が、多数の事業所を持つ企業やフランチャイズ展開している場合には、対象先を選定のうえ、本社・本部等に対し調査依頼をする。そのための企業名寄せを行う。

具体的作業は以下のとおり。

- ① 調査対象母集団名簿の住所正規化等
 - ・ 調査票不達の低減等を狙い、調査対象母集団名簿（約600万件）に対し、旧住所を新住所に修正するなどの住所正規化を行う。
 - 《平成26年度調査対象件数：600万事業所》
- ② グループコードの設定付加
 - ・ 1社で多事業所が調査対象となるなど、当調査において回答の収集が重要な企業・団体若しくは企業グループを選定した上で、該当する事業所を名寄せし、体系立てた識別コードを付与する。
 - 《平成26年度調査対象件数：600万事業所（調査対象母集団名簿）
付加件数：民営：590グループ（12,000事業所）
公営：130グループ（4,200事業所）》
- ③ 省エネ敷地コードの設定付加
 - ・ 省エネ定期報告実施施設（商業施設やオフィスビル等を主）を対象にビルテナント情報の整理を行う。
 - ・ 上記ビル以外の省エネ定期報告実施施設においても有効な回答を得られる可能性のあるものに対して、施設一事業所情報の整理を行う。
 - 《平成26年度調査対象件数：15,000件（省エネ定期報告実施施設名簿）
600万事業所（調査対象母集団名簿）
付加件数：2,600件（112,000事業所）》
- ④ ビル敷地コードの設定付加
 - ・ 省エネ定期報告実施建物以外かつ、建物全体の有効な回答を得られる可能性のあるものに対して、ビルテナント情報の整理を行う。
 - 《平成26年度調査対象件数：
・ 過年度調査時に建物全体の数値を回答した先（一定規模以上等の条件で抽出）：4,3

00件(68,000事業所)》

- ・平成26年度調査時に自らのエネルギー消費量を把握していないテナント等より、当調査で回答すべきエネルギー消費量を把握している先として指名されたオーナー・管理者など(情報の充足度など一定条件で抽出):560件(5,500事業所)》

⑤ 庁舎敷地コードの設定付加

- ・一定のルールの下で庁舎内の事業所の整理を行う。(庁舎-事業所情報の付与)

《平成26年度調査対象件数:

- ・中央省庁、都道府県、市区町村、東京都23区、政令指定都市の区の本庁舎:

2,100件(12,000事業所)

- ・庁舎以外の合同庁舎(調査回答者の要望等による):540件(3,600事業所)》

⑥ 部門別事業所の企業名寄せコードの設定付加

- ・一定のルールの下で同一住所にある同一企業の複数部門を一括して回答した民間企業の名寄せ整理を行う。

《平成26年度調査対象件数:900件(2,500部門)》

⑦ 平成26年度調査の調査票記入者情報メンテナンス

- ・平成26年度調査の回答者(記入者)の情報を平成27年度調査において活用するためのデータメンテナンスとして、調査対象名簿と回収調査票の名簿情報に関する差異チェックを行う。その際、データの採否判断を精緻に行う。

《平成26年度調査対象件数:120,000件》

⑧ 自家発電保有事業所名簿の整備

- ・担当職員の指定する名簿や、平成26年度調査結果等に基づき、自家発電保有事業所名簿を整備した上で平成27年度調査に活用する。

《平成26年度調査対象件数:12,000件》

⑨ 調査対象事業所の抽出

- ・担当職員が提供する調査対象母集団名簿を母集団として、事業所を抽出単位とした層別抽出を行う。ただし、エネルギー多消費事業所等については有意抽出を行う。

[層別抽出]

- ・調査対象母集団名簿より以下の事業所を除く
 - ・経済産業省特定業種石油等消費統計名簿掲載事業所
 - ・省エネ定期報告実施事業所
 - ・熱供給事業所名簿掲載事業所
 - ・自家発電保有事業所名簿掲載事業所
 - ・特定条件に合致する電力・ガス会社事業所、鉄道業の事業所等
 - ・その他戦略企画室が指定する事業所
- ・当調査で使用する業種分類を担当職員の指示の下、分類・付与する。
- ・当調査で使用する従業者数区分を担当職員の指示の下、分類・付与する。

- ・上記従業者数区分業種分類により悉皆抽出、無作為抽出を行う。

〔有意抽出〕

- ・省エネ定期報告実施事業所（特定業種の事業所、経済産業省特定業種石油等消費統計名簿掲載事業所を除く）
- ・熱供給事業所名簿掲載事業所
- ・自家発電保有事業所名簿掲載事業所
- ・その他戦略企画室が指定する事業所

⑩ 重複是正処理の実施

- ・重複是正用ファイルの作成及び提出を行う。
- ・重複是正対象事業所を除外し、是正結果の報告を行う。
- ・除外された調査対象事業所の補填を行う。

《平成26年度調査対象件数：370件》

(2) 調査関係書類の印刷

- 本調査の実施に当たって、調査対象事業所に配布する調査関係書類は、①送付用封筒、②返信用封筒、③協力依頼状、④調査票、⑤記入要領、⑥平成26年度エネルギー消費統計調査の結果概要を予定している。
- 各調査関係書類の印刷部数は、担当職員が提示する調査対象事業所数（標本数）を基数とする。ただし、再送付を必要とする事業所があることから、その分を見込んでおく。
- 各調査関係書類の印刷に当たっては、担当職員に印刷仕様を提示し了解を得る。
- 各調査関係書類は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に作成する。
- 各調査関係書類には、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、「政府統計の統一ロゴタイプ」を使用基準に則り印刷する。
- 各調査関係書類について、発送作業終了後、10部をセットにして納品する。
 - ① 送付用封筒
 - ・封筒の表に以下の実施機関名及び調査名を印刷する。
実施機関名：資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室
調査名：平成27年度エネルギー消費統計調査
 - ・印刷原稿は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、体裁を整える。
 - ② 返信用封筒
 - ・印刷原稿は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、体裁を整える。
なお、返送先はエネルギー消費統計調査事務局とし、住所は委託先住所とするため、事前に郵便事業会社当該地区支社・局の了解を得る。
 - ③ 協力依頼状
 - ・協力依頼状は、資源エネルギー庁長官名の公文書とする。

- ・協力依頼状に印刷する公印の印影は、担当職員が提供する印影を使用する。(印影は赤字とする)

④ 調査票

- ・担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、体裁を整える。
- ・調査票については、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、実査側から見た最適と思われる原稿（案）を作成し、担当職員の了解を得る。
- ・調査票の種類は、第1号（a）：一般票（簡易版）、第1号（b）：一般票、第2号：屋外事業、第3号：公営、第4号：ビル、第5号：省エネ報告対象（ビル）、第6号：省エネ報告対象（一般）、第7号：熱供給業の合計8種類とする。
- ・調査票の送付先、調査対象事業所の「事業所名」、「事業所所在地」、「調査ID」については、調査対象名簿上の情報を基に、プレプリントする。
- ・印刷は4色刷りとする。

⑤ 調査票の記入要領

- ・印刷原稿は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、体裁を整える。
- ・印刷は2色刷りとする。

⑥ 平成26年度エネルギー消費統計調査の結果概要

- ・印刷原稿は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル、産業全体平均及び産業別平均の集計並びに調査の必要性や政策用途に関する内容）を基に、体裁を整える。
- ・印刷は4色刷りとする。

(参考) 平成26年度調査時における印刷部数については以下のとおり。(一部想定件数)

	印刷物種別	発注数	仕様
1	調査協力依頼状(長官印)	188,000	A4 1枚 表面のみ印刷 2色
2	調査票第1号(a)(一般票・簡易版)	45,000	A3 1枚 表裏 4色
3	調査票第1号(b)(一般票)	91,000	A3 1枚 表裏 4色
4	調査票第2号(屋外事業)	18,300	A3 1枚 表裏 4色
5	調査票第3号(公営)	15,000	A3 1枚 表裏 4色
6	調査票第4号(ビル)	4,000	A3 1枚 表裏 4色
7	調査票第5号(省エネ報告対象(ビル))	2,700	A3 1枚 表裏 4色
8	調査票第6号(省エネ報告対象(一般))	11,000	A3 1枚 表裏 4色
9	調査票第7号(熱供給業)	300	A3 1枚 表裏 4色
10	調査票・記入要領 調査票第1号(a)用	45,000	A4 12ページ 4色 中綴じ
11	調査票・記入要領 調査票第1号(b)用	91,000	A4 16ページ 4色 中綴じ
12	調査票・記入要領 調査票第2号用	18,300	A4 12ページ 4色 中綴じ
13	調査票・記入要領 調査票第3号用	15,000	A4 16ページ 4色 中綴じ
14	調査票・記入要領 調査票第4号用	4,000	A4 16ページ 4色 中綴じ

15	調査票・記入要領 調査票第5号用	2,700	A4 16ページ 4色 中綴じ
16	調査票・記入要領 調査票第6号用	11,000	A4 16ページ 4色 中綴じ
17	調査票・記入要領 調査票第7号用	300	A4 16ページ 4色 中綴じ
18	平成24年度エネルギー消費統計結果概要	188,000	A3 2枚 表裏 4色 2枚重ね 2つ折り加工
19	返信用封筒	188,000	角2(表2色、裏1色) 2つ折り加工
20	送付用封筒	186,800	角2(2色) 表面のみ印刷
21	はがき	204,000	
22	締め切り延期案内	21,000	A4 1枚 表面のみ印刷 1色

注) 記載の数値は全て概数であり、100 未満を切り上げている。

(3) 事前案内等

【1 社多事業所対応】

- 1 社（団体）で多事業所が調査対象となるなど、当調査において回答の収集が重要な企業・団体若しくは企業グループの回収率向上のため、事前案内の実施（調査票送付方法・送付先の確認）、希望回答方法への対応（調査票紙・電子ファイル(リスト形式・単票形式)・先方形式）を行う。

また、平成26年度調査において電子ファイルでの回答を希望した企業グループに関しては、平成27年度調査においても引き続き電子ファイルで回答する意志があるとみなし同様の方法で電子ファイル調査票の送付を行う。

《平成26年度調査対象件数：

民営590グループ（12,000事業所）：1社（団体）当たりの調査対象事業所数（概ね50事業所以上の企業）、前年の調査回答状況等を基に選定、公営130グループ（4,200事業所）：中央省庁、都道府県、都道府県警察、及び前年の調査回答状況等を基に選定》

【熱供給事業者対応】

- 1 事業所でエネルギー消費量が膨大な事業所であり、当調査において回答の収集が重要となる熱供給事業者の回収率向上のため、きめ細やかな督促及び疑義照会を行う。

《平成26年度調査対象件数：190件》

【上記以外の事業所への事前書面送付】

- 回収率向上を目的として、上記1社多事業所対応及び熱供給事業者を除く無作為抽出層の事業所に対し、書面による調査の事前案内を実施する。詳細な対象条件は、事前に担当職員に提示し了解を得る。

- 印刷原稿は、担当職員と協議の上作成する。
- 書面送付後、調査対象事業所から書面記載情報の修正要請があった場合は、可能な限り対応する。

《平成26年度調査対象件数：72,000件》

(4) 省エネ定期報告実施事業所向け調査票送付先特定コール

- 有意抽出である省エネ定期報告実施事業所の回収率向上のため、当調査と省エネ定期報告との違いの説明や協力依頼、及び調査票の送付先の確認を行う。

《平成26年度調査対象件数：1,140件》

(5) ビル全体回答用調査票送付可否確認コール

- 自らエネルギー消費量を把握していないテナント等に代わり、入居ビル等のオーナー・管理者にビル等全体のエネルギー消費量の回答可否及び調査票の送付先の確認を行う。

・平成26年度調査時に自らのエネルギー消費量を把握していないテナント等より、当調査で回答すべきエネルギー消費量を把握している先として指名されたオーナー・管理者などを一定条件（情報の充足度など）で抽出する。

・特定のビル等全体のエネルギー消費量についての回答可否を電話により確認する。

《平成26年度調査対象件数：320件》

・調査票の送付先を電話により確認するとともに調査協力要請を行う。

(6) 調査関係書類の発送

- 調査客体が有効回答を得られやすい時期かつ事務局の作業工程を鑑みて調査票発送時期と回数を設定し、発送する。

《平成26年度調査：平成27年4月中旬頃に3回程度に分けて発送》

・調査関係書類の送付日については、事前に担当職員に報告する。

・郵便の種類は、通常郵便（信書）で送付する。

(7) 問い合わせ対応

- 調査に対する質問へのスムーズな応答、調査拒否電話に対する調査協力要請・説得を果たすため、フリーダイヤルによる当調査専用の問い合わせ窓口を設置する。

・問い合わせ対応マニュアルを作成し、調査対象事業所からの問い合わせに対応する。

・調査対象事業所からの問い合わせ1件ごとに問い合わせ内容を記録する。

・定期的にお問い合わせ件数表を取りまとめる。

・問い合わせ内容及び応答結果は、必要に応じて問い合わせマニュアルに追加する。

・問い合わせマニュアル及び問い合わせ件数表は、作業報告書に添付し、提出する。

- ・コールセンターで処理できない案件については、エネルギー消費統計調査事務局において、調査責任者が対応する。

《平成27年度調査想定件数：23,000件》

(8) 調査票受付・画像化処理、データ入力

- 調査票を受付、画像化処理を行う。
- 調査票の配送・授受の体制及び事故防止のための対応について、事前に、担当職員に提示し、了解を得る。
- 調査票の受付、調査票の所在管理等は管理システム等により厳格に行う。
 - ・1週間ごとに、日別提出状況表を取りまとめ、担当職員に報告する。
 - ・提出状況表（総括表）として、産業中分類別・従業者規模別表を作成する。
 - ・担当職員から中間報告の要請があった場合は、提出状況表（総括表）により中間報告を行う。
 - ・調査終了後、提出状況表（総括表）を取りまとめ、作業報告書に添付する。
 - ・契約期間中は、調査票を保管する。
 - ・受付名簿を作成し、調査票の提出状況を逐次管理する。
 - ・受付名簿には、問い合わせ対応の結果得られた受取拒否、宛先不明、休業・廃業の情報を反映する。
 - ・郵便局からの入荷調査票の通数確認、回収日などの登録を行う。
 - ・電子ファイル提出データの受付・整備を行う。
 - ・調査票チェック及び各種フラグ付与（軽微な疑義の解消、判別困難文字数字の解読、各種フラグの付与）を行う。
 - ・当初設定の調査対象範囲外での回答の登録管理を行う。
 - ・回収調査票のスキャン（画像化）、及びローデータ入力を行う。

《平成27年度調査想定件数：115,000件》

(9) 督促

- 未提出調査票の回収を目的とした督促計画を立案し、担当職員の下承を得る。
- 督促書面の内容については、事前に、担当職員の下承を得る。
- 督促業務を円滑に遂行するために、督促対応マニュアルを作成する。督促対応マニュアルについては、事前に、担当職員の下承を得る。
- 原則として、調査票未提出の全ての調査対象事業所に対する督促を行い、目標回収率に到達するように努める。
- 毎日の調査票提出の受付情報を基に、調査票提出のあった企業を督促対象から除外する。
- 督促の際に、調査対象事業所から質問等があった場合は、督促状況、応答内容を記録

する。

- 督促件数の日報を作成する。
- 1週間ごとに、日別提出状況表を取りまとめ、担当職員に報告する。
- 担当職員から中間報告の要請があった場合は、対応する。
- 調査終了後に、督促件数・結果を取りまとめ、作業報告書に添付し、提出する。
- コールセンターで処理できない案件については、エネルギー消費統計調査事務局において、調査責任者が対応する。
- 督促時に相手方が不在の場合、資源エネルギー庁への問い合わせが入らないように工夫する。

【書面による督促】

- ・調査票提出期限前後の時期に、書面による督促を実施する。

《平成26年度調査対象件数：120,000件》

【電話による督促】

- ・調査票提出期限後に、電話による督促を実施する。

《平成27年度調査想定件数：62,000件》

(10) 審査・疑義照会、データ修正

- 担当職員が提供する審査マニュアルに基づいて、審査処理及び結果の確認を行う。
- 審査ロジックについては以下等とするが、有用な審査ロジックがあれば、事前に担当職員に提示し了承を得る。
 - ・必須事項の記入漏れ
 - ・合計と内訳の整合性
 - ・平成26年度調査回答との比較
 - ・同業種同従業者数規模指標との比較
 - ・エネルギー転換効率適正值との比較
- 必要に応じて調査対象事業所に確認（照会）を行い、ローデータの修正処理を行う。
- 審査処理内容・照会結果表を取りまとめ、作業報告書に添付する。

《平成27年度調査想定件数：41,000件》

(11) 名簿整備

- 平成27年度調査の結果を受けて調査対象母集団名簿、調査対象名簿の更新、修正を行う。
 - ・提出された調査票の「事業所名」「事業所所在地」に訂正がある場合は、調査票の訂正情報を基に、受付名簿を訂正する。
 - ・調査終了後、受付名簿の受付情報、訂正情報及び督促結果（受取拒否、宛先不明、休業・廃業、社名変更・合併、敷地名寄せ、エネルギー把握者情報）を基に、情報を追加・訂

正して、調査対象母集団名簿（確定名簿）、調査対象名簿（確定名簿）を作成し、納品する。

（12）作業報告書作成等

- ・当調査の作業報告書等の電子ファイルを作成し、納品する。報告書は、今次調査の実施状況報告等を含む内容とする。具体的内容については、担当職員と相談する。
- ・調査票データ（無効票を含めローデータ及び審査・修正済データ一式）を平成28年8月31日までに中間納品し、平成28年9月30日までに最終納品する。

※ 平成25年度調査結果に関しては、以下のURLを参照。

なお、平成26年度調査は現在実施中であるため調査票等の調査関係用品のみの掲載となっている。

http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec001/

（13）データの利用に関する書類提出等

- ・調査対象母集団名簿等を利用するに当たり、契約後速やかにデータ利用申請書（様式は別途指示）を提出する。
- ・また、業務終了後は、作業ファイルを含む全てのデータ消去報告書（様式は別途指示）を提出する。

4. 実施期間

委託契約締結日から平成28年9月30日まで

5. 提供物及び提供時期

本委託事業に必要な各種名簿情報等の提供物及びその提供時期は別途提示する。

6. 納入物及び納入場所

（1）納入物

調査報告書の電子媒体 一式

調査対象母集団名簿（確定名簿）、調査対象名簿（確定名簿）、調査票データ（ローデータ及び審査修正済データ）、作業報告書（オリジナル形式電子ファイル及びPDFファイル）（CD-R）

調査票の画像データ（外付けHDD）

（2）納入場所

資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室（別館4階426号室）

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

大項目	中項目	小項目	細項目	提案要求事項	評価区分	得点配分			内部評価基準	加点点数 (カッコ内の得点は、各評価基準の加点点数)	細形頁番号	提案書頁番号
						合計	基礎点	加点点				
1 事業の目的、内容及び実施方法												
1.1	事業目的			事業の目的が、資源エネルギー庁の事業目的に合致しているか。	必須	5	0	0	事業の目的が、資源エネルギー庁の事業目的に合致しているか。	-	7	
1.2	事業内容			事業内容が、事業目的と整合しているか。 事業内容が、具体的な詳細か。 資源エネルギー庁が指定する事業内容以外に、本事業目的に対して有効な事業内容が提案されているか。	必須	30	10	20	事業内容が、具体的な詳細か。 資源エネルギー庁が指定する事業内容以外に、本事業目的に対して有効な事業内容が提案されているか。		8	
1.3	事業実施方法			事業実施方法が、事業目的、内容及び整合しているか。 効果的、効果的かつ実現可能な事業実施方法が採られているか。 事業実施手順について、効果的に実施するための工夫が示されているか。 名簿作成・整備、回収率向上のための手立て、審査・疑義照会の方法等について実施可能な方法が具体的に記述されているか。 ISO50001の認証を取得しているか。	必須	30	5	25	効果的、効果的かつ実現可能な事業実施方法が採られているか。 事業実施手順について、効果的に実施するための工夫が示されているか。 名簿作成・整備、回収率向上のための手立て、審査・疑義照会の方法等について実施可能な方法が具体的に記述されているか。 ISO50001の認証を取得しているか。		9	
2 事業実施計画												
2.1	事業実施計画			事業実施計画(スケジュール)に資源エネルギー庁の示す要件が満たされているか、その内容は妥当かつ現実的か。 事業実施手順について、効果的に集計・分析を実施するための工夫が示されているか。 資源エネルギー庁との打ち合わせ、定期報告を意識した作業計画が提案されているか。 事業実施計画(スケジュール)に、事業を適切に実施するための工夫が示されているか。 年度展開は適切に実行できるものになっているか。	必須	40	10	30	事業実施計画(スケジュール)に資源エネルギー庁の示す要件が満たされているか、その内容は妥当かつ現実的か。 事業実施手順について、効果的に集計・分析を実施するための工夫が示されているか。 年度展開は適切に実行できるものになっているか。		10	
3 事業実施体制												
3.1	実施体制・役割分担			事業の実施体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。 要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 要員数、体制、役割分担が明確にされているか。	必須	40	5	35	事業の実施体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。 要員数、体制、役割分担が明確にされているか。		11	
3.2	組織としての専門性・類似事業実績			組織に、類似事業の経験があるか。 統計調査、アンケート調査の事業実績があるか。	任意	15	0	15	組織に、類似事業の経験があるか。 統計調査、アンケート調査の事業実績があるか。		12	
3.3	事業従事予定者の専門性・類似事業実績			この調査に関わる研究員にエネルギーに関する専門知識・ノウハウがあるか。 この調査に関わる研究員に、統計・アンケートに関する調査実績があるか。	任意	30	0	30	事業従事者に、類似事業の経験があるか。 この調査に関わる研究員にエネルギーに関する専門知識・ノウハウがあるか。 この調査に関わる研究員に、統計・アンケートに関する調査実績があるか。		13	
3.4	事業遂行のための経営基盤・管理体制			事業遂行のための経営基盤を有しているか。 一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。	必須	10	5	5	事業遂行のための経営基盤を有しているか。 一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。		14	
						200	40	160				

Title: 評価項目一覧 - 添付資料 -

提案書の目次		資料内容	提案の 要否	雛形 頁番号	提案書 頁番号	
大項目	中項目					小項目
4	添付資料					
		4.1	事業実施に係る工数	・実施に必要な工数の明細	必須	15
		4.2	事業実施方法	・ISO50001の認証取得を証明できる資料	任意	16
		4.3	事業実績及び類似事業実績	・官公庁も含めた、事業の実績	任意	17
				・官公庁も含めた、類似事業の実績	任意	18
4.4	実施体制及び事業従事者略歴	・本事業実施のための体制図 ・事業従事者の略歴・実績	任意	19		
			任意	20		

- ・調査対象期間は、原則として平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)の1年間です
- ・居住用のエネルギー消費量は、回答に含めないでください。居住用と事業用のエネルギー消費量を区別していない場合でも、消費割合を考慮し、事業用の数値を算出、記入してください
- ・消費しているが消費数量・金額共に把握していない場合は、回答欄に「不明」と記入してください。消費していない燃料等については、回答欄には何も記入しないでください

・原則として、エネルギー消費量は数量(kWh、m³等)かつ整数(小数点以下四捨五入)で記入してください

数量で把握していない場合は、金額で記入してください
金額で記入する場合は、消費税込みまたは消費税抜きのいずれかにチェックのうえ、記入してください

消費税込 消費税抜

B1. 購入電力

購入した電力のうち、共同受電等による『調査対象事業所』以外への販売・私出量は除いてください

記入する値は、「kWh(キロワットアワー)」または金額で記入してください
(「kW(キロワット)」や「kV(キロボルト)」の値は記入しないでください)

単位 (○で囲む)	消費量計 (または金額計)
kWh・円	

1. 北海道電力 2. 東北電力 3. 東京電力 4. 中部電力 5. 北陸電力 6. 関西電力 7. 中国電力
8. 四国電力 9. 九州電力 10. 沖縄電力 11. 不明 12. その他→具体的に ()

- A. 定額電灯 B. 従量電灯 C. 臨時電灯 D. 業務用電力 E. 低圧電力 F. 高圧電力 G. 特別高圧
H. 臨時電力 I. 各種の選択約款 J. 不明 K. その他→具体的に ()

B2. 燃料消費

燃料消費量のうち、車両消費量のうち、車両用燃料については、以下の「車両用燃料」については、以下の「車両用燃料」を参照のうえ、記入してください

都市ガス	単位 (○で囲む)	消費量計 (または金額計)
LPガス (LPG、プロパンガス)	m ³ ・円	
灯油	トン・m ³ ・円	
A重油	リットル・円	
ガソリン	リットル・円	
軽油	リットル・円	
(燃料名記入)		
上記以外の燃料		

車両用燃料について

燃料消費量には、車両用(下記①～⑤)に消費した燃料を含めて記入してください
主に一般道路を走行する自家用(社用)、事業用(タクシー、トラック、バス等)の消費量は含めないでください

記入が必要な車両用燃料

- ①工場・倉庫・空港等の構内のみで使用する車両用
- ②小型特殊車用
(フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等)
- ③大型特殊車用(ブルドーザー等)
- ④一般の輸送に従事しない特種用途車用
(救急車、霊柩車、道路作業車、教習車等)
- ⑤二輪自動車用(すべて)

上記①～⑤以外の車両用燃料を含めて記入した場合はチェックしてください

B3. 自家発電

① 自家発電設備を所有または管理していますか
いずれかにチェックしてください (常用・非常用は問いません)

はい いいえ → B4へ

所有または管理している自家発電設備を選択してください
(○で囲む、複数選択可)

1. ボイラ発電(汽力発電)
2. コージェネレーション
3. 排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電
4. 太陽光発電
5. 風力発電
6. 小水力発電
7. その他の発電→具体的に ()

所有または管理している自家発電設備のみ、稼働状況を選択し、発電量を記入してください

稼働状況(○で囲む)	単位	発電量計
1. 常用(稼働あり) 2. 常用(定期稼働のみ、または1年に一度も稼働なし) 3. 非常用(稼働あり) 4. 非常用(定期稼働のみ、または1年に一度も稼働なし)	kWh	うち、『調査対象事業所』以外への販売・私出量
ボイラ発電(汽力発電)、コージェネレーション排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電	1・2・3・4	
太陽光発電、風力発電、小水力発電	1・2・3・4	
その他の発電	1・2・3・4	

B4. 回答の範囲

①～⑥まですべて記入してください

① 「B1. 購入電力」～「B3. 自家発電」で記入した値等には、『調査対象事業所』以外の事業所を含めていますか
いずれかにチェックしてください

はい いいえ

回答に含めた『調査対象事業所』以外の事業所名等を下欄に記入してください

企業名	事業所名	所在地 または、回答に含む事業所の調査ID
(例) 株式会社〇〇	△△営業所	東京都千代田区霞が関10-11-12 〇〇ビル△階

② 『調査対象事業所』またはB4①で記入した事業所には、商品・製品・試作品の製造部門または研究部門がありますか。いずれかにチェックしてください

はい いいえ

③ 『調査対象事業所』またはB4①で記入した事業所には、電気自動車向け充電設備がありますか
いずれかにチェックしてください (普通充電用・急速充電用は問いません)

はい いいえ

従業者数 ※バート、アルバイト等は、「1日8時間換算」従業者数	人
延べ床面積 ※小数点以下は四捨五入してください	m ²
売上高 営業収入	百万円

消費税込みまたは消費税抜きのいずれかにチェックしてください

消費税込 消費税抜

B5. (A4で「いいえ」と回答した場合のみ) 『調査対象事業所』以外でエネルギー消費量を把握している方

『調査対象事業所』との関係 ※あてはまる番号を○で囲んでください	1. ビルオーナー 2. 建物の管理会社 3. その他→具体的に ()
企業名	部署名
所在地	市区町村
(番地・建物名等)	TEL